

第80号議案

品川区児童相談所設置条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月22日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区児童相談所設置条例

(設置)

第1条 児童に関する相談に応じ、児童や家庭に適切な援助を行い、もって児童の福祉およびその権利の保障ならびに最善の利益の実現を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置および所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
品川区児童相談所	東京都品川区北品川三丁目 10番9号	品川区の区域

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(説明) 児童相談所を設置する必要がある。